

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 常任委員会の所管事項

地域振興部及びびくらし創造部の設置に伴い、総務警察委員会及び厚生委員会
の所管事項について、所要の規定の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

1 政務調査費の改定

政務調査費の交付額を次のとおり改定することとした。

- | | | | | | |
|---------------|----|-------|---|----|-------|
| (1) 会派に対する交付額 | 月額 | 五万円 | ↓ | 月額 | 二万円 |
| (2) 議員に対する交付額 | 月額 | 二十五万円 | ↓ | 月額 | 二十八万円 |

2 政務調査費に係る収支報告書の添付書類の新設

政務調査費に係る収支報告書の議長への提出に当たっては、領収書の写し及び議長が別に定める書類を添付しなければならないこととした。

3 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

- (1) 平成二十年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。